

## 浜松市と畜場経営戦略

団 体 名 : 浜松市

事 業 名 : と畜場事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事業開始年月日	昭和29年3月22日
職 員 数	5 人		
広 域 化 実 施 状 況	現在、静岡県が主体となって小笠食肉センターとの再編協議を進めており、再編後に廃止予定。		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	建物管理、清掃等、施設維持管理にかかる一部業務を民間委託	
	イ 指定管理者制度	—	
	ウ PPP・PFI	—	

## (2) 料金形態

と畜場使用料の 概 要 ・ 考 え 方	牛2,348円、馬2,348円、豚960円、こ牛960円、こ馬960円、やぎ・めん羊372円 近隣と畜場と比較し、大きく相違しない範囲で設定	
と殺解体料の 概 要 ・ 考 え 方	と畜・解体業者(有限会社浜松ミート)にて設定	
そ の 他 料 金 の 概 要 ・ 考 え 方	冷蔵庫使用料(半頭1日につき):牛・馬117円、豚・こ牛・こ馬58円、やぎ・めん羊58円 焼却施設使用料:牛1頭につき1,571円、食肉処理施設使用料:1㎡1月につき1,540円、厚生施設使用料:1㎡1月につき440円	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成4年4月1日	

(3) 現在の経営状況

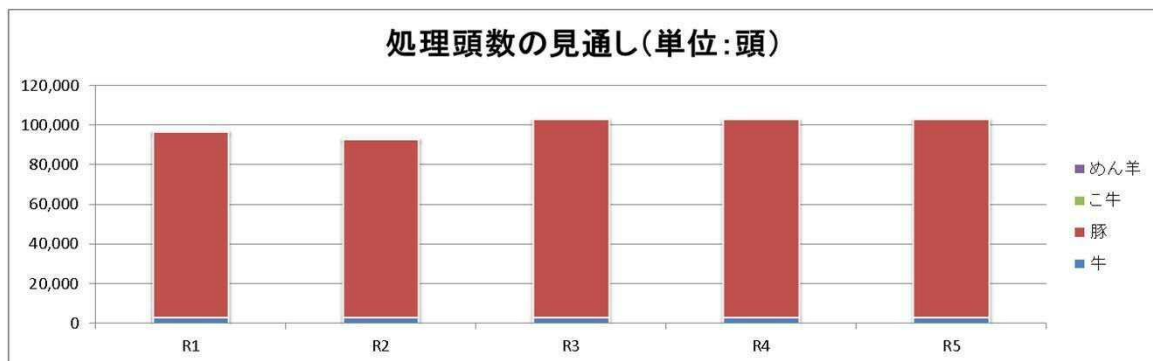
年間処理実績 (頭) ※過去3年度分を記載	年度	牛	馬	豚	こ牛	その他	合計	
	H29	3,201	0	97,900	22	4	101,127	
	H30	3,153	0	99,020	18	4	102,195	
	R1	3,041	0	93,693	15	2	96,751	
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	95%		H30	93%		R1	93%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H29	56%		H30	55%		R1	52%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H29	38%		H30	35%		R1	39%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	H29	88%		H30	91%		R1	93%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H29	43%		H30	32%		R1	10%

収益的収支比率が90%を超えるものの、経費回収率については、60%を下回っている。また、他会計補助金比率が40%弱と、他会計繰入金に依存した経営状況にある。また、施設の老朽化について見ると、有形固定資産減価償却率が90%を超え、企業債残高対料金収入比率が減少傾向にある。これは、静岡県が主体となって県内の食肉センターの再編を進めていることから、新たに起債しての大規模改修をしないこととしているためである。と畜場棟本体は耐用年数を経過している。

2. 将来の事業環境

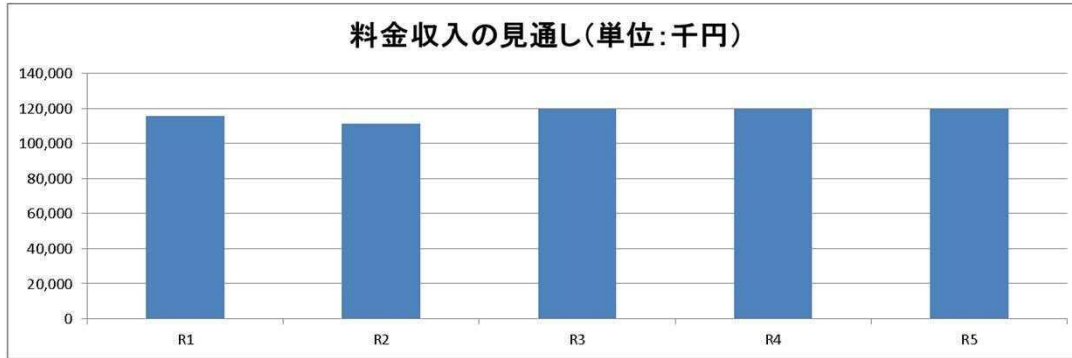
(1) 処理頭数の見通し

処理頭数の見通しについて、豚熱による豚と畜数の減少がワクチン接種により豚熱流行前と同程度に回復し、その後は牛・豚共に大きく変化しないものと推計した。



## (2) 料金収入の見通し

(1)の処理頭数の推計を踏まえ、と畜場事業本体の使用料は豚熱流行前と大きく変化しないと推計した。



## (3) 施設の見通し

事業開始から39年が経過し、と畜場棟は耐用年数を経過していることから、適正な管理や早期の修繕により可能な限り設備投資の増加を抑制している。

## (4) 組織の見通し

食肉地方卸売市場全6人のうち、と畜場には便宜上5人を配置しており、すべての職員が兼任である。異動、退職等により職員が代わっても、ノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有を図っていく。

## 3. 経営の基本方針

県西部地域の食肉流通の拠点として、新鮮で安全な食肉を安定的に供給し、食肉の衛生管理の徹底を図る。現在、静岡県が主体となって小笠食肉センターとの再編協議を進めており、当市場は再編後に廃止予定。新食肉センターの稼働まで、必要最低限の維持修繕経費にて営業を行う。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	新食肉センターが稼働するまで、必要とする最低限の経費で現状を維持する。
-----	-------------------------------------

建物、設備とも老朽化が著しいものの、円滑に新食肉センターへ引き継げるよう、既に耐用年数を過ぎた設備であっても延命化し、稼働させる。  
静岡県が主体となって県内の食肉センターの再編を進めていることから、新たに起債しての大規模改修は行わず、必要とする最低限の経費で現状維持を目指す。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	起債は行わず、使用料で不足する部分を一般会計繰入金で賄う。
-----	-------------------------------

- ・売上高割使用料単価に関する事項  
今後、大規模改修は行わず、施設の更新はしないことから、現状の単価にて算出した。
- ・施設使用料単価に関する事項  
今後、大規模改修は行わず、施設の更新はしないことから、現状の単価にて算出した。
- ・営業収益に関する事項  
豚熱による豚と畜数の減少は、ワクチン接種により数年で回復し、大きな変動はないと想定し、算出した。
- ・繰入金に関する事項  
使用料で不足する部分を一般会計繰入金で賄う。
- ・資産の有効活用に関する事項  
今後、起債による施設の大規模改修等は行わず、現施設の延命化に取り組むこととした。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費に関する事項  
静岡県が主体となって県内の食肉センターの再編を進めていることから、新食肉センターが稼働するまでの間、現状の人員体制で算出するものとした。
- ・委託費に関する事項  
施設の維持管理については業務委託により、引き続き適正かつ効果的に実施するものとした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	静岡県が主体となって県内の食肉センターの再編を進めている。
投資の平準化	新食肉センターの稼働後廃止となることから、施設の大規模改修等の大きな投資は行わない。
広域化	静岡県食肉センター再編推進協議会を設置し、検討を進めている。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金	新食肉センター稼働後の廃止を見据え、大規模改修、施設の更新等は行わないことから、現状を維持する。
企業債	今後起債はしない。
繰入金	廃止までの間、営業に必要な最低限の一般会計繰入金により使用料で不足する部分を賅う。
資産の有効活用等による収入増加の取組	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	外部へ委託できる業務は既に委託している。
管理運営費	新食肉センター稼働後廃止予定。
職員給与費	必要最小限の職員数にて業務を行う。
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	県西部地域の食肉流通の拠点として重要な役割を果たしている。
公営企業として実施する必要性	新食肉センター稼働後は、その役割を新食肉センターへ移譲する。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項</p>	<p>新食肉センターの稼働が具体化し、廃止が決定した際は、市議会に報告する等速やかに市民の皆様へお知らせする。</p>
---------------------------------	---



# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収支再差引 (E)+(I) (J)													
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)													
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	93	93	93	93	93	95	95	94	96	96	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	120,104	115,687	111,325	119,500	119,500	119,500	119,500	119,500	119,500	119,500	119,500	119,500	119,500
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)	115,134	99,692	84,165	68,553	52,854	41,222	29,544	17,819	8,925				

○他会計繰入金

30 1 2

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収益的収支分	76,378	88,525	85,126	76,947	76,848	76,757	76,697	76,637	76,579	76,534	76,500	76,500	76,500
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	76,378	88,525	85,126	76,947	76,848	76,757	76,697	76,637	76,579	76,534	76,500	76,500	76,500
資本的収支分	27,955	30,829	31,217	30,612	30,699	26,631	26,678	26,725	23,893	23,925	15,000	15,000	15,000
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	27,955	30,829	31,217	30,612	30,699	26,631	26,678	26,725	23,893	23,925	15,000	15,000	15,000
合 計	104,333	119,354	116,343	107,559	107,547	103,388	103,375	103,362	100,472	100,459	91,500	91,500	91,500